

市川町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

令和8年3月31日

要綱第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境影響の少ない太陽光発電設備の設置を推進し、温室効果ガスの排出の削減を図るため、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する者に対して、市川町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業(以下「補助事業」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市川町内で自ら居住する新築・既築住宅に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する者
 - (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者
 - (3) 発電した電力量の30%以上を補助事業に係る住宅の敷地内で自ら消費する者
 - (4) 県税、町税等の滞納がない者
 - (5) 暴力団排除条例(平成25年市川町町条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しない者
- 2 補助金の交付は、同一の住宅及び世帯につき1回限りとする。
- 3 前項の規定に関わらず、既にこの要綱により補助金の交付を受けた者に対しては、補助金を交付しない。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額等は、別表2に掲げるとおりとし、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

- (1) 様式第1号別記 収支予算書
- (2) 様式第1号の2 誓約書
- (3) 別添様式1 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入計画書

- (4) 別添様式2 委任状(申請者以外の代理人が申請手続きをする場合)
- (5) 見積書及び見積内訳書の写し又は契約書及び契約内訳書の写し
- (6) 県及び町税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書等)
- (7) 既築住宅の場合は、設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産税評価証明書等
- (8) 既築住宅の場合は、補助申請者の設置地への居住状況を示す公的書類(住民票又は住民票記載事項証明書の写し)
- (9) 設置する屋根置型太陽光発電設備及び定置用蓄電池の仕様がわかるもの(カタログの写し等)
- (10) 機器設置前の現状写真
- (11) 発電量及び自家消費量に係る根拠資料(シュミレーション等)
- (12) 太陽光発電設備等について補助を受けていないことが確認できる書類(他の国の補助を受ける場合)
- (13) 別添様式3 交付要件該当に係る確認書
- (14) その他町長が必要と判断する資料
(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)する。この場合において交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うものとする。

2 町長は、交付の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助申請者は、前条第2項の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができるものとする。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第8条 町長は、補助申請者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができるものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助申請者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書(様式第3号)に町長が別に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(補助事業の対象となる経費相互間の20%以内の変更を除く。)

(2) 第6条第2項の規定により通知された金額(「以下「交付決定額」という。)の変更

- (3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更
- 2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 第6条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。
(補助事業の中止又は廃止)
- 第10条 補助申請者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。
(補助事業の遂行状況報告等)
- 第11条 補助申請者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、町長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。
- 2 補助申請者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第7号)を町長に提出して、その指示を受けなければならない。
(補助事業の完了の届出)
- 第12条 町長は、補助申請者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。
(実績報告)
- 第13条 補助申請者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。)又は交付決定に係る町の会計年度が終了したときは、補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる添付書類を添えて町長に提出しなければならない。
- (1) 様式第8号別記 収支決算書
 - (2) 別添様式4 自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入実績報告書
 - (3) 請求書及び領収書の写し
 - (4) 契約書及び契約内訳書の写し(申請時に提出があった場合を除く)
 - (5) 補助対象設備の保証書の写し
 - (6) 新築住宅の場合は、設置する土地・建物の全部事項証明書
 - (7) 新築住宅の場合は、申請者の設置地への居住状況を示す公的書類(住民票又は住民票記載事項証明書の写し)
 - (8) 電力会社との接続契約書、売買契約書等(FIT認定を受けていない再生可能エネルギー発電設備用)の写し
 - (9) (非FIT売電無の場合) 逆流防止装置の設置が確認できる書類
 - (10) 補助対象設備が電力会社の電力系統に接続する日を確認することができる書類
 - (11) 建物の外観及び設備の設置が確認できる写真
 - (12) その他町長が必要と判断する資料
- (是正命令等)

第14条 町長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助申請者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第11条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助申請者は、第1項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 町長は、補助事業の完了に係る第13条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により当該補助申請者に通知するものとする。

2 町長は、確定した補助金の額が、交付決定額(第9条第2項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第16条 町長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助申請者から提出される補助金請求書(様式第10号)により補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第17条 町長は、補助申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団員等であるとき。

2 町長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る申請者の名前その他町長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合又はその他町長が必要と認める場合に行うものとする。

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 町長は、第15条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第19条 補助申請者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 補助申請者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第20条 補助申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 補助申請者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助事業完了の翌年度の4月1日から屋根置型太陽光発電設備にあつては17年、定置用蓄電池にあつては6年を超えない期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が500,000円以上であるときは、町長の承認を受けなければならない。

2 補助申請者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(交付の条件)

第22条 補助金申請者は、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、適正化法施行令、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この交付要綱に定めるところによること。

2 補助金申請者は、交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(J-クレジット制度への登録の制限)

第23条 補助申請者は、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

(暴力団員等の排除)

第24条 町長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 補助申請者が暴力団員等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴

くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団員等を排除するための措置を講ずるために利用し、県又は関係機関等に対し提供すること。

2 補助申請者は、補助事業を行うに当たっては、当該補助事業に関し暴力団員等を利用することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 町長及び補助申請者は、補助金の交付等に関して国又は兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第18条に規定する補助金の返還については、同日後も、なおその効力を有する。

別表1 補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	直接工事費	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の各号の費用をいう。 (1) 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) (2) 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) (3) 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) (4) 負担金(事業を行うために必要な経費

		を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事負担金(13,500円/kwを上限とする。))	
間接工事費	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の各号の費用をいう。 (1) 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、後片付け整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する経費 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理、安全施設に要する費用	
	現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。	
	一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。ただし、適切な単価でないと判断する場合には修正を求める場合がある。	
付帯工事費	—	本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。	
機械器具費	—	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及び試験費	—	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	
設備費	設備費	—	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※ 補助対象経費は、事業を行うために必要な措置で本事業で導入されたことを証明できるものに限る。

※ 補助対象経費から、他補助金の交付(予定)額を除くこと。

※ 補助金の交付決定前に発注、契約、支払をした経費については、補助金の交付の対象外とする。

別表2 補助金の額

区分	補助金の額
屋根置型太陽光発電設備(自己所有に限る)	(1) 1kwあたり70,000円 (2) 上限5kw (3) 1,000円未満は切捨て ※太陽光パネルとパワーコンディショナ出力の低い値(小数点以下切捨て)に乗じて算出
定置用蓄電池(上記屋根置型太陽光発電設備の付帯設備に限る)	(1) 蓄電池価格の1/3(工事費込・税抜き)。ただし、1kwhあたり141,000円の1/3を上限とする。 (2) 上限5kwh (3) 蓄電容量が20kwh未満のもの (4) 1,000円未満は切捨て